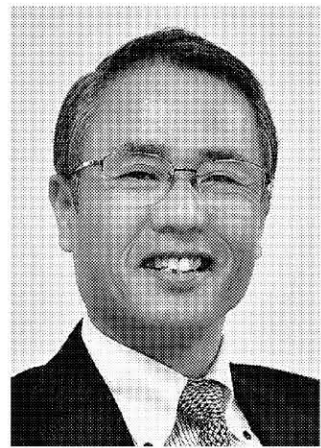


防衛の基本政策の矛盾解消せよ

正論



麗澤大学特別教授
元空将
織田 邦男

国会での議論が深まらない。昨年暮れ、安全保障関連3文書が閣議決定され、防衛費の国内総生産（GDP）比2%への増額や反撃能力の保有が決まった。その際、「唐突だ」「十分な議論がない」などの批判が上がった。国会が開催されても防衛財源以外の本質的な議論は一向に盛り上がらない。

「フィクション」と決別

今回の安保3文書は、安全保障が防衛省の専権事項ではなく、国家の総力を挙げて対応すべきものだ」と改めて示した優れた戦略文書である。だが2つの欠点がある。情勢に追従できない防衛の基本政策を前提にしていることである。核抑止戦略の欠如については月刊正論4月号に書いた通り、ここでは後者について述べる。

これまで防衛力整備の方向性を示すものとして、6度にわたり「防衛計画の大綱」が策定された。3度目までは「基盤的防衛力」構想に基づいていた。基盤的防衛力構想とは「脅威」に「対抗」するものではなく、我が国自

身が「力の空白」とならぬよう必要最小限の防衛力を保有するものである。いわば戦いは「フィクション」であったといえる。4度目以降は「動的防衛力」「統合機動防衛力」「多次元統合防衛力」と状況適応型の防衛力構築を目指したが、基盤的防衛力構想から完全には決別できなかった。

戦後最悪の安全保障環境といわれる情勢下で、岸田文雄政権は現実的な防衛力構築を目指した。だが基盤的防衛力構想を引きずっている防衛の基本政策自体が改定されないため、矛盾が表面化している。「専守防衛」と「軍事大国とならないこと」の矛盾が典型だ。

我が国防衛の基本政策は①専守防衛②軍事大国とならないこと③非核三原則④文民統制の確保である。「専守防衛」とは「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を使用し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、ま

た、保持する防衛力も自衛のため必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう（防衛白書）。
戦争抑止が絶対的に必要

「軍事大国とならないこと」については、「我が国は自衛のため必要最小限を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しない」と白書は説明する。「専守防衛」は「武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を使用することから、国土が戦場に

なり、国民に被害が生じる。ある意味、国民が傷つくことを前提にした残酷な政治姿勢である。これはパリ不戦条約、国連憲章、そして日本国憲法9条第1項に由来する。だが、国家は国民を守る責務があり、国民が傷つくことを前提にした政策など政策たりえない。従って「専守防衛」を標榜するのであれば、戦争抑止が絶対的必要条件となる。戦争を抑止するには、相手に重大な打撃を与える「強力な軍事力」と「報復の意思」を持ち、それを相手に理解さ

せる「巧みな外交」が欠かせない。「必要最小限」で「脅威を与えるような強力な軍事力を保持」せず、相手が与しやすくと認識すれば、抑止は成立しない。ウクライナ戦争がそれを証明している。軍事大国になる必要はない。だが、「専守防衛」を維持するのであれば、相手が脅威に感ずる強力な軍事力をもって戦争を抑止することが絶対的に必要なのである。一方で「軍事大国とならないこと」には「脅威を与えるような強大な軍事力を保持しない」とあり、「専守防衛」と「軍事大国とならないこと」は両立しえない。

「必要最小限」で国守れるか
戦争が「フィクション」であった基盤的防衛力の時代は、「脅威を与えない軍事力」という美辞麗句もさほど問題にはならなかった。だが、戦争が「リアル」になった今、相矛盾する基本政策を放置しておくわけにはいかない。また「反撃能力」保有にあたって「専守防衛」という名が体を表していない問題点が顕在化した。「専守」と言えば誰しもが「専ら守る」と理解する。だが「武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を使用」することであり、「専ら守る」とは明らかに違う。攻撃兵器は一切保有できず、「反撃能力」保有は「専守防衛」違反だという誤解もここから来る。この際、正確な用語である「戦略守勢」に変えるべきだろう。

「専守防衛」の後段にある「その態様も自衛のための必要最小限にとどめ」も明らかに不合理である。平時にあって、災害派遣や領空侵犯措置など、防衛大臣は「全力を挙げて国民を救え」「全力を挙げて主権を護れ」と隊員に訓示する。だが、有事に「必要最小限の態様で」日本を守れと訓示するだろうか。あり得ないことだ。

2023.5.17